

使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方

1 受益者負担の原則と公平性の確保

「公共施設利用の対価としての使用料」及び「塵芥処理手数料などの役務の対価としての手数料」は、いずれも受益者負担の原則に立つものである。たとえば、使用料は、公共施設を利用する方にその対価を負担していただいている。使用料が低すぎる場合は、維持経費や運営に要する経費の不足分は税金で賄うこととなり、結局、施設を利用しない方にも負担していただくことになる。したがって、使用料・手数料の設定は、利用する方と利用しない方の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければならない。

◆施設の性格等により、3つに分類し公平性を確保する。

- ①公費負担 100%（道路、公園、学校施設、図書館など）
- ②公費負担 50% 受益者負担 50%（総合福祉会館、体育施設、文化施設など）
- ③受益者負担 100%（道路占用、河川占用、公園占用、自動車駐車場など）

2 算定方法の明確化

「使用料・手数料の見直し基準」では、社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金算定基準を新たに設定し、個々の使用料・手数料毎にコスト計算や行政負担と受益者負担を明確にしながら、使用料・手数料の見直しを行った。

◆「原価」とは、次のような式により算定した額とする。

例1 会議室等の利用（一定区画）の原価計算 → 1時間当たり原価

$$\frac{\text{貸出にかかる管理運営経費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{貸出総面積}}$$

例2 個人利用施設の原価計算 → 1人当りの原価

$$\text{貸出にかかる管理運営経費} / \text{施設利用者目標数}$$

3 消費税率について

洲本市の使用料・手数料への消費税の転嫁状況は、合併以来5%転嫁の状態のままで、平成26年4月に改正された税率（8%）は適用していない。

消費税率8%から10%への引き上げは、当初は、1年半後の平成27年10月を予定していたため、短期間での2度の料金改定は市民生活の混乱、事務量の増大などを勘案して見送っていた。

よって、今回の改正において、消費税率分の改正は、5%から10%の税率に改めることとする。

4 新料金の適用時期

「使用料・手数料の見直し基準」に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、令和元年10月1日とする。